

令和3年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和3年3月3日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第1号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第2号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認について
- 日程第7 第3号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認について
- 日程第8 第4号議案 副町長の選任同意について
- 日程第9 第5号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第10 第6号議案 笠松町いじめ防止対策に関する条例について
- 日程第11 第7号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第8号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第9号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第11号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第12号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 第13号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第14号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第15号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第20 第16号議案 笠松町第6次総合計画基本構想について
- 日程第21 第17号議案 町道の路線認定について
- 日程第22 第18号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第23 第19号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 第20号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 第21号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 第23号議案 令和3年度笠松町一般会計予算について
- 日程第28 第24号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 第25号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 第26号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第31 第27号議案 令和3年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第32 第28号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計予算について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和3年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 關 谷 樹 弘 議員

10番 長 野 恒 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告申し上げます。

監査委員より、令和3年1月に実施されました令和2年度定期監査の結果報告、並びに令和2年度11月分、12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付をさせていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 次に、理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、県町書庫屋根改修工事1件であります。契約金額、契約の相手方、工事内容等詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから2ページをお目通しください。

また、令和2年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書について、岐南町より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号報告及び日程第5 第1号議案から日程第32 第28号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第1号議案から日程第32、第28号議案までの28議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日ここに、令和3年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって持ち直しの動きが見られます。他方、経済水準は新型コロナウイルス感染症拡大前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばであります。こうした中、政府は新型コロナウイルス感染症の拡大防止、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策を策定し、公的支出による経済の下支えを図りつつ、民間投資を大胆に呼び込むなど民需主導の持続的な成長軌道に戻していくとしています。また、今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービスなどにおける様々な課題に対処するため、行政のデジタル化や規制改革を含めた環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える人・イノベーションへの投資を強化するなど、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとするとしています。

新型コロナウイルス感染症は、当町の財政状況にも大きく影響を与え、町税の大幅な減収など財源確保が困難となる中、医療、介護、障害、子育て支援など扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化対策をはじめとする投資的経費の増加が避けられず、さらには近年の大規模な基盤整備により町債残高が令和4年度にピークを迎えるなど、一層厳しさを増す状況にあります。

しかしながら、安定的な行政サービスを提供し、魅力あるまちづくりを推進するためには、新型コロナウイルス感染症対策を適時適切に講じつつ、令和3年度を計画初年度とする笠松町第6次総合計画に基づき、計画に掲げた各種施策を着実に実行に移さねばなりません。

限られた財源の中、国の第3次補正予算において予算措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した効果的な施策の検討を進め、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな社会への転換を図るとともに、行財政基盤を強固にし、きめ細やかな行政サービスを提供していくことが私に課せられた責務であると考えております。

それでは、新年度の予算編成に対する考え方について御説明いたします。

当初予算編成に当たり、本定例会に提案している笠松町第6次総合計画基本構想に掲げた町の将来像「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまち、にぎわいと活力のあふれる創造のまち、便利で快適に暮らせるやすらぎのまち、安全で安心して暮らせる住みよいまち、官民協働で築き上げる持続可能なまちの6つの基本方針を掲げ、「まちの魅力を活かしたにぎわいと癒しのまちづくり」の理念の下、将来像達成に向けて優先すべき事業に集中投資するとともに、将来へ財政負担を先送りしない堅実な予算といたしました。

これらの方針を基に編成した令和3年度の歳入歳出予算額は、一般会計におきましては69億3,820万円、国民健康保険特別会計は21億2,309万6,000円、後期高齢者医療特別会計は3億2,098万9,000円、介護保険特別会計は18億5,416万3,000円、水道事業会計におきましては6億2,193万3,000円、下水道事業会計は13億7,703万4,000円、合計132億3,541万5,000円となり、総額につきましては前年度と比較しまして1.93%の減となりました。このうち一般会計につきましては、前年度比3.42%の増となっております。

また、国民健康保険特別会計につきましては3.55%の減、後期高齢者医療特別会計につきましては0.34%の増、介護保険特別会計については7.14%の減となっています。また、公営企業会計の水道事業会計につきましては27.33%の減、下水道事業会計については2.55%の減となりました。

それでは、次に6つの基本方向に基づき、新年度重点的に取り組む事業を中心に御説明いたします。

初めに、ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまちとして、誰もが心豊かな生活を送れることができるよう地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めてまいります。また、高齢者、障害のある人への支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備にも努めてまいります。

国主導の下、今年1月より準備を進めています新型コロナウイルスワクチンの接種については、ワクチン供給が当町に開始された際に早期にスムーズな接種が可能となるよう接種体制を確保し、4月以降とされる高齢者、基礎疾患を有する方をはじめ、全ての皆様に安心して可能な限り早く接種いただけるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援、幼児教育の推進として、各保育所にW i - F i 環境、タブレットを整備し、保育記録、保護者との連絡、登降園管理などの効率化を図り、保育の質の向上に努めるほか、新こども館の建築、笠松放課後児童クラブのトイレ洋式化などを実施し、施設環境の充実を図ってまいります。また、お子さんの誕生を祝福するため、白川町の県産材を使用した積み木をお贈りする子育てウッドスタート事業を森林環境譲与税を活用して継続してまい

ります。そのほか、紙おむつ等を使用している乳幼児、高齢者、障害のある人の世帯へ指定ごみ袋を支給し、子育てや介護を行う世帯の生活支援を行ってまいります。

次に、未来へつなぐ心豊かな人づくりのまちとして、将来を担う子供の心身の健全な育成を促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することのできる場の充実を図ってまいります。

学校教育の充実としましては、水泳授業における熱中症や事故等のリスクマネジメントを強化し、授業の専門性の向上、教職員の負担軽減を図るために、笠松小学校の水泳授業の民間委託を試行的に実施いたします。また、GIGAスクール構想に基づき整備が完了した児童・生徒1人1台端末の効果的な利用を進め、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びの持続的な実現に努めてまいります。

そのほか、スポーツ活動の推進として、県内のプロスポーツのFC岐阜、丸杉ブルビック、岐阜スーパースを支援し、トップアスリートとの交流を通じて、スポーツに取り組む環境づくりを促進するとともに、スポーツ活動の裾野を広げ、地域におけるスポーツ文化の醸成を図ってまいります。

次に、にぎわいと活力あふれる創造のまちとして、笠松町には木曽川という雄大な自然や四季折々の豊かな風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの魅力ある資源を有しており、それらを生かした観光やイベントの拡充を進めるとともに、河川空間を活用した新たなにぎわいを創出し、人と自然が調和した活力あるまちづくりを進めてまいります。

令和3年2月に設立されました笠松町プロモーション協会と連携し、町の魅力発信、地域イベントの企画運営など、民間のノウハウを生かした事業を取り入れ、町のプロモーションを展開してまいります。また、既存のイベントの見直しや民間主導によるイベント開催を促進し、誘客人口の増加につなげてまいります。

このほかSNSを活用した観光、イベントの積極的な発信に加え、ふるさとかさまつ宅配便の拡充に努め、笠松町のさらなる魅力発信に取り組んでまいります。

次に、便利で快適に暮らせるやすらぎのまちとして、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちづくりを進めてまいります。また、清潔な住空間の整備を進め、さらなる資源循環型のまちの構築を進めてまいります。

便利で快適な道路網の整備としましては、羽島用水パイプライン上部利用整備を再開し、歩車道分離など安全な生活道路網の整備を計画的に進めるほか、10月からデマンドタクシー運行の実証実験を開始し、地域の実情に合った新たな交通サービスの導入について検討を進めるなど、さらなる公共交通の充実に努めてまいります。

また、循環型社会の構築を資するため、4月から緑ごみの回収及び資源拠点回収を開始する

ことにより再資源化を推進し、10月からは家庭系燃えるごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどを有料処理とさせていただくことにより、ごみの発生抑制を図ってまいります。

このほか公共下水道事業におきましては、清潔で快適な環境の整備を推進するため、笠松町汚水処理施設整備構想に基づき、北及地内の下水道整備を進め、周辺地域の皆様の生活環境の向上を図ってまいります。

次に、安全で安心して暮らせる住みよいまちとして、住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、これまで経験したことのない規模の自然災害の発生に備えることにより、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごすことができるよう災害に強いまちを構築いたします。また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくります。

大規模災害時などにおける備えとして、緊急情報の伝達手段である防災行政無線の操作卓の設備の更新に向け準備を進めるほか、備蓄食料の定期的な更新を進めてまいります。また、自主防災会が整備する防災備品に対する助成や一般木造住宅の耐震診断、改修工事及びシェルター設置に対する助成を継続し、地域防災力の向上に努めてまいります。

そのほか、ゲリラ豪雨などの水害に備えるため、西金池町、松栄町地内の自動排水ポンプの更新や円城寺自動排水ポンプ場の維持管理環境を整備し、水害対策の充実強化を図ってまいります。

最後に、官民協働で築き上げる持続可能なまちとして、官民協働・住民参加のまちづくりを推進するとともに、ＩＣＴ技術を取り入れるなど、効率的で健全な行財政運営を推進してまいります。

その中で、国が掲げます自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進するため、行政への質問や応答をＬＩＮＥを活用して自動化するＡＩスタッフ総合案内サービス（ＡＩチャットボット）を導入するほか、マイナンバーカードなどの電子認証を利用した電子申請による行政手続の拡充を図り、住民の利便性の向上並びにスマート自治体への転換の取組を進めてまいります。

また、岐阜市と連携した岐阜連携都市圏に基づき広域的な事業展開を促進するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高等学校との官学連携を深め、地域の課題解決に取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端と令和３年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして順次その理由、内容などについて御説明いたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告１件、専決処分の承認３件、副町長の選任同意１件、人権擁護委員候補者の推薦１件、笠松町いじめ防止対策に関する条例

ほか8件の条例案件9件、羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議1件、笠松町第6次総合計画基本構想1件、町道の路線認定1件、令和2年度一般会計補正予算ほか4件の補正予算5件、令和3年度一般会計当初予算ほか5件の当初予算6件、以上29件であります。

このうち議案書22ページをお開きください。

第4号議案 副町長の選任同意につきましては、副町長 川部時文氏の任期4年が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を副町長に選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

また、議案書23ページをお開きください。

第5号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、人権委員の石原明氏の任期が令和3年6月30日をもって満了することに伴い、その後任としまして勅使川原久貴子氏を同委員候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

案件につきましては、副町長より詳細説明をいたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

そのほかの議案を順次御説明申し上げます。

最近マスクしてしゃべっているもので、ないと逆にしゃべりづらいんです。

それでは、議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1号報告 専決処分の報告についてでございます。

こちらは地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。

今回2件ございまして、まず1件目は2ページをお開きいただきたいと思います、令和2年12月21日に専決をさせていただきました財物事故に係る損害賠償の額であります。

相手方は笠松町在住の男性で、事故の概要につきましては、令和2年11月12日、長池町地内の新築家屋の評価額・税額調査のため、税務課職員がレーザー距離計ですが、80グラムあるわけなんです、これを使用しましたが、誤って手元から落下させたことで、新築家屋のフローリング床板に傷を生じさせたものであります。

損害賠償額は6万5,780円です。示談の成立日は令和2年12月21日。責任割合は当方が100%悪いということになります。財源につきましては、全国町村会の損害賠償保険にて対応させていただきました。

2件目につきましては、3ページにございますが、令和3年1月4日に、こちらも財物事故に係る損害賠償の額の専決をさせていただきました。

相手方は笠松町在住の男性で、事故の概要につきましては、令和2年7月22日、笠松町友楽町地内の町道を相手方の男性が自転車で走行中、路面の陥没部分にタイヤを落とし、自転車後輪が損傷したというものでございます。

損害賠償の額は3,000円であります。示談の成立日は令和3年1月4日であります。責任割合は、当方が50%、相手方が50%であります。こちらも町村会の保険で対応させていただきました。

続きまして、4ページをお開きください。

第1号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和3年1月6日に専決をさせていただきました。補正額は1,043万6,000円であります。

内容につきましては、8ページをお開きいただきたいと思います。歳出の第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費におきまして、補正を1,000万強させていただきました。こちらはコロナ禍の巣籠もり需要や返礼品の追加によりまして、かさまつ応援寄附金の件数が増加したことにより、返礼品等に係る経費を増額させていただいたものであります。

12月の補正でも行わせていただきましたが、その時点では5,923人と見込んでおりましたが、最終的には7,940人を見込んでの補正とさせていただきました。お礼の品代等の消耗品で892万円、通信料として25万1,000円、そして手数料としてサイトの利用料とか決済手数料等ありますが126万5,000円を補正させていただきました。

財源につきましては、全て財政調整基金を充てさせていただきました。

続きまして、議案の9ページをお開きいただきたいと思います。

第2号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認についてであります。

こちらも地方自治法第179条第1項の規定により専決をさせていただきましたので、同条3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

令和3年1月28日に専決をさせていただきました。今回の補正額は1,075万7,000円であります。

内容につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。

第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種実施に要する費用を1,075万7,000円計上させていただきました。こちらはワクチン接種の当面必要な費用ということで専決をさせていただきました。

内容的には委員報酬とありますが、こちらは予防接種被害調査委員の報酬等の諸費用として合計で1万7,000円ほどをまず計上させていただきました。また、このワクチン接種体制を補完する会計年度任用職員として、保健師、看護師、事務員等各1名雇用することとして、その関係費用を計上させていただいております。

また、報償費につきましては、接種会場をお願いする看護師と事務員をそれぞれ10回分計上させていただきました。

また、需用費がございますが、その消耗品につきましては、接種体制整備のため消耗品として123万7,000円。こちらは接種券の用紙とか勧奨用のはがきなどの関係で96万3,000円、それから予防接種のための消耗品としてワクチン運搬用のクーラーボックス、耐冷手袋、接種済み証の用紙、あるいは手指消毒液とか注射針回収箱などで27万3,000円、合計で123万7,000円を計上させていただきました。また、燃料費につきましては、ワクチン接種用で車両をリースしたいと考えておりまして、この関係の費用でガソリン代を計上させていただきました。また、印刷製本費につきましては、接種券の郵送用の封筒、それから説明書ですが、この補正ではまず高齢者用で6,500枚分を予定しております。また、接種日の案内用封筒でも、これは全体の2万3,000枚分をこの印刷製本費で計上させていただきました。また、医薬材料費につきましては、接種会場での救急医療用品として35万円ほど、それからワクチンについては国から提供されますが、これを希釈するための希釈用のシリンジを3箱、100本入りですので300本分をこちらの医薬材料費で計上させていただきました。

また、役務費につきましては、接種券の郵送代、それから接種日の案内郵送代を、今回は高齢者分ですが、こちらを計上させていただきました。また、LINEでの予約も予定しておりますので、インターネット通信料もこちらで計上させていただきました。そして、手数料につきましては、予約のコールセンターを福祉健康センターに予定しておりますので、こちらへの電話の引込みとか電話配線等の費用、それからまだ全体の接種体制が、今朝もお話ししましたように確立しておりませんので、もしもお医者さん等での個別接種があった場合の可能性を見込んで、国保連への手数料もこちらで計上しております。

それから、委託料につきましては、情報センターの委託料でございますが、こちらは接種券の作成委託料であります。あと、感染性医療廃棄物処理委託料を6万6,000円、それから冷凍庫用の電源設置委託料として58万7,000円、こちらにつきましては松波総合病院にファイザー用の冷凍庫を2台設置しますのでそのための費用、それから役場にもファイザー製を1台置きますのでこちらの工事費用、あと今後入ってくるであろうモデルナ等のワクチンですね、こちらの分の2台分も併せて計上させていただいております。また、先ほど申し上げたコールセンターですね、こちらへの人材派遣を予定しておりまして、こちらの費用61万6,000円を計上しております。2人分を予定しております。それから、ネットワークの配線設置委託料としまし

て、今のところ集団接種を中央公民館を中心に考えておりますが、こちらにつきましては中央公民館へのマイナンバー回線を、情報を得るための回線を敷設したいということで66万円を計上しております。

また、この予約システムにつきましては、システムをリースといいますか、借りて使用を予定しておりまして、その初期費用として214万7,000円、毎月の利用料を45万4,000円、本年度については1か月分を予定しております。また、駐車場使用料とありますが、こちらにつきましてもいろんな可能性を考えておりまして、福祉健康センターで接種を行った場合は駐車場が不足しますので、周辺の空き地を借り上げるかも分からないということで、5万円を計上させていただきました。それから、先ほど申し上げました自動車のリース料を8万円計上させていただいております。

また、機械器具費110万円につきましては、予約システムと、それから接種受付用のパソコンを5台予定しておりまして、110万円を予算化しております。

歳入につきましては、全額国庫補助金を充当する予定であります。

なお、13ページに債務負担行為の内容が計上されております。令和3年度にかけての事業であるということで、こういった設定をさせていただいております。

続きまして、16ページをお開きください。

第3号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第8号）の専決処分の承認についてであります。

こちら先ほどの補正の関連でございまして、議会の承認を求めるものであります。

2月8日に専決をさせていただきました。

この補正額は968万2,000円であります。このコロナワクチンの関係につきましては、12月にも63万4,000円の補正をさせていただき、先ほど1,075万7,000円の補正、そして今回968万2,000円ということで、補正枠が拡大され、ほぼ決定しますので、追加で補正をさせていただくものであります。

21ページに内容がありますが、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費であります。新型コロナウイルスワクチン接種の実施に要する費用を968万2,000円計上させていただいております。

先般の議案の説明会でもお話ししましたが、1月26日に役場内でワクチン接種対策チームを15人体制で選任して構築いたしました。そのための職員の時間外勤務手当を258万円、そして報償費が8万5,000円とありますが、こちらは先ほどの補正の追加分ということで、看護師分を20回分追加させていただいております。

需用費の消耗品につきましては59万円の補正であります。体温計、それからビブス、それからまだこの補正の段階ではドライブイン方式で予定しておりましたので、岐阜カーテンとし

て22万円、それからクリップボード、脱衣籠で約20万円、こういった内容の消耗品を買わせていただきます。今後の接種体制の決定に応じて変更して運用させていただく予定であります。燃料費につきましては、リースの車両のガソリン代を追加しております。

また、委託料につきましても人材派遣委託料ということで、コールセンター、あるいは入力及び接種補助ということで138万6,000円を計上しております。また、看護師についても3人分22日分をここで計上させていただいております。それから、接種会場がまだ決定しておりませんので、駐車場等の雑踏警備ですね、こういったために警備会社に委託する予定でもありましたので、15回分を2人で50万円ほど、49万5,000円を計上しております。

また、会場使用料につきましても、これまでドライブイン方式で予定しておりましたので、イオンを借りる予定でしたので110万円をここで計上させていただいております。それから、自動車リース代を13か月分ということで、2台をここで先ほどの補正に加えて補正をさせていただいております。

それから、機械器具費の330万円につきましては、会場受付等のタブレットで4台分をまず見込んでおまして、こちらは15万4,000円、それから会場設営機材としてパーティション、接種会場の事務机、それから保管用冷蔵庫を2台置きますが、その2台分と、それから非常用蓄電池を1台設置する内容となっております。また、案内用看板もここで考えております。

財源につきましては、先ほどと同じように国庫補助金を100%充当するという内容になっております。

20ページには、先ほどと同じように債務負担行為の額を計上させていただきました。

以上が2つの補正の専決でございます。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと思います。

第6号議案 笠松町いじめ防止対策に関する条例であります。

こちらは、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、同法第12条第1項の規定に基づき、児童等に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、町、羽島郡二町教育委員会、公立小・中学校及び学校の教職員、保護者等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための附属機関を設置するなど基本的な事項を定め、重大事態への速やかな調査実施に備えるものであります。

内容としましては、今申し上げたいじめ防止対策推進法の趣旨を第1条で示し、これを踏まえ、その用語の定義を第2条に掲げるものであります。

第3条では児童等に対するいじめの防止等に係る基本理念を定め、それから第4条、第5条、第6条、第7条ではいじめを禁止し、町、羽島郡二町教育委員会、学校及び学校教職員、保護者等の責務をそれぞれ明確にするものであります。

第8条、第9条、第10条ではいじめ防止対策等のための附属機関及び設置場所について規定

するものでございまして、まず第8条ではいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づきまして、いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。教育委員会に設置いたします。こちらでは関係する機関及び団体の連携を図ることとします。

それから、第9条では法第14条第3項の規定に基づきまして、いじめ問題対策委員会を教育委員会に設置します。こちらではいじめ問題の有効な対策の検討、あるいは重大事態が発生した場合の調査を行うこととなります。

それから、第10条では法第30条第2項の規定に基づきまして、笠松町いじめ問題再調査委員会を笠松町に置きます。こちらは重大事態の調査の結果について調査を行うための委員会であります。

以上が条例内容でございまして、なお附則の第2項で委員の報酬額を規定しております。これは笠松町いじめ問題再調査委員会委員の報酬ですが、日額は他の委員同額の5,400円であります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

28ページをお開きいただきたいと思います。

第7号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年3月から保険医療機関等で各種健康保険の電子資格確認、オンライン資格確認の運用が開始されます。これに伴いまして、福祉医療の助成を受ける際の福祉医療費受給者証の提示に係る規定を改正するものであります。保険医療機関等で福祉医療費の助成を受ける際、各種健康保険証及び福祉医療費受給者証の提示を義務づけておりますが、令和3年3月から各種保険の電子資格確認の運用が開始されることに伴いまして、健康保険の提示またはオンラインで各種保険の被保険者または被扶養者であることの確認を受けた上で福祉医療費受給者証を提示する規定に改めるものであります。

施行期日は公布の日、3月1日適用となります。

29ページをお開きください。

第8号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年2月3日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律によりまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の定義が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に改正され、これに合わせて新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定が削除されました。この国保条例附則第2条の傷病手当については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定を引用していることから、改めて新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものであります。

資料の新旧対照表ですね、議案資料の5ページの新旧対照表を見ていただくと分かりますように、条例附則第2条に規定している新型コロナウイルス感染症の定義を改正するもので、改正前は新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2であったものを、改正後は病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に規定し直すものであります。

施行期日は、公布の日であります。

30ページをお開きください。

第9号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう軽減判定基準の見直し等を行うものであります。また、先ほどの議案でもありましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが削除されたことに伴い、附則第15項に規定されている新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の整備を行うものであります。

なお、肝腎の保険料の関係ですが、この新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況を鑑み、来年度は税率及び限度額については見直しを行わず据え置くこととしたため、今条例は税率等の改正は含まれておりません。

6ページの新旧対照表を見ていただきますと分かりますが、平成30年度税制改正によりまして、個人住民税の基礎控除額が10万円引き上げられたことにより、7割・5割・2割軽減において引用しています基礎控除額33万円を43万円に引上げを行います。また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は国保税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、そこに書いてありますように10万円掛ける給与所得者数等の数マイナス1というように軽減判断基準を見直すことになります。

資料の7ページですが、今のこの第23条の改正に伴いまして、附則第2項による公的年金等に係る所得について、65歳以上で収入金額が110万円以下の者は、控除後の所得金額がゼロ円となりますが、さらに15万円が追加控除となるため、110万円に控除額の15万円を上乗せして、125万円と読み替える改正を行います。

附則第15項については、先ほどの議案と同じですので、感染症の定義を改正するだけで説明は省略いたします。

施行期日は公布の日で、第23条及び附則第2項の規定は令和3年度以降の国保税に適用されることになります。

続きまして、32ページの第10号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

令和３年度から令和５年度における介護保険料を規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案資料の８ページの新旧対照表の第３条の２項から第５項のところですが、令和３年度から令和５年度における介護保険料を規定するため所要の改正を行うものです。

改正に当たりましては、平成３０年度の税改正において給与所得控除、公的年金等控除について１０万円引き下げるとともに、基礎控除額を１０万円引き上げることとされたことに伴う不利益が生じないよう所要の見直しを行うものであります。

また、令和元年１０月から消費税率１０％の引上げに伴う低所得者の第１段階から第３段階のところですが、議案資料の１０ページを見ていただくと分かると思いますが、この保険料の軽減を引き続き行うための改正を行うものであります。

さらに令和３年２月３日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の公的位置づけが、先ほどの議案と同じなんですが、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更され、これに合わせて新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２の規定が削除されましたが、この介護保険料の減免の規定において、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２の規定を引用していることから、改めて新型コロナウイルス感染症について定義を行うものであります。

内容につきましては、今概要を説明させていただきましたので詳細説明は行いませんが、第３条第１項に規定している令和３年から令和５年の介護保険料は変更はございません。

施行期日は令和３年４月１日ではありますが、ただし附則第８条第１項第１号の改正の規定は公布の日であります。

それから、３４ページをお開きいただきたいと思いますと思いますが、第１１号議案から第１４号議案であります。まとめて御説明したいと思いますが、分かりやすいので議案資料の１１ページを御覧いただきたいと思います。省令の改正に伴い改正する条例が下の表に書いてございますが、その下の表を見ていただきまして、２つ目の第１１号議案ですが、笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例、それから一番下が１２号議案で、笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例、それから下から２つ目の第１３号議案の笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、それから一番上が１４号議案の笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例、これら４つの議案につきましては内容が共通しますので、まとめて説明をさせていただきます。

議案資料の今のページの上の表ですが、ゴシックの文字で書いてありますが、指定居宅サー

ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布され、その省令によりまして町関係分としては上の表にありますように、第2条で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、そして第3条で指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、そして第5条では指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、そして第6条では指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これらが改正されたことに伴い、この4つの条例の改正を行うものであります。

議案資料の12ページを見ていただきたいと思います、国の省令の改正では全サービス共通で改正事項及びサービス別での改正事項がありまして、その内容としては①として感染症対策の強化、②で業務継続に向けた取組の強化、③としてハラスメント対策の強化、④として会議や多職種連携におけるICTの活用、⑤として利用者への説明・同意等に係る見直し、⑥として記録の保存等に係る見直し、⑦として運営規程等の掲示に係る見直し、⑧として高齢者虐待防止の推進、そして最後に9つ目でCHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進、以上9つの改正事項及び資料の14ページからの個別サービスにおける改正事項に合わせ、それぞれ基準条例の改正を行うものであります。

また、今回の改正に合わせ、笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例及び笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例については、国の基準に合わせた記載となるよう規定、整備を行うものであります。

以上、概要について申し上げましたが、改正の詳細な内容につきましては、11ページから106ページまでございますが、別紙資料のとおりでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

議案の91ページの附則の2から4にありますように、施行期日は令和3年4月1日で、ただし全サービス共通事項における①、先ほどの①とか②と同じなんです、①、②、⑧及びサービス別に規定する認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、それから口腔衛生管理の強化、栄養ケアマネジメントの充実については、なかなかそろえるのが大変だということで3年の経過措置の期間を設けることとされるため、令和6年3月31日までは努力義務となっております。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

では、提案説明の続きをお願いします。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

93ページになります。

第15号議案 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議についてであります。

先ほどの笠松町いじめ防止対策に関する条例の制定に伴いまして、羽島郡二町教育委員会共同設置規約に変更が生じるための改正であります。

内容としては、いじめ防止等のための附属機関として、いじめ問題対策委員会を設置することによる委員の規定を定めるものであります。

施行期日は、令和3年4月1日であります。

94ページをお開きください。

第16号議案 笠松町第6次総合計画基本構想についてであります。

総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるため、笠松町総合計画条例第10条の規定により提案するものであります。

詳細な内容については、2月26日の全員協議会で堀部長のほうから説明させていただきましたが、この笠松町第6次総合計画策定に当たりまして、住民や中学生を対象にした意識調査及びパブリックコメントの実施、また計4回の総合計画審議会が開催され、2月3日に総合計画審議会で答申をいただきました。基本構想につきましては、社会潮流やまちづくりの課題などを踏まえ、まちづくりの基本理念及び笠松町の将来像を示したものでございます。

95ページの1. まちづくりの理念として「まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり」を掲げ、笠松町の強みを生かしてまちの目指すべき将来の方向性を、ベッドタウンとしての住みやすさの向上と働く場の創出、交通の利を生かした交流とにぎわいの創出、出産や子育ての希望をかなえられる環境の確立、笠松町に生まれ育つことに誇りが持てる意識の醸成、全ての世代が明るく幸せに暮らせる安心・安全な生活環境の整備、医療・福祉の充実により生涯にわたって健康に過ごせる環境の確保とし、このことを踏まえ、笠松町の将来像を「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」とするものであります。

96ページの2の将来人口につきましては、令和12年度を目標年次として2万2,000人とするもので、97ページの3の土地利用構想では、土地利用の基本方針と5つの利用区分ごとの土地利用の考え方を示したものとなっております。

98ページの4の基本方向につきましては、6つの基本方向を定め、29の施策の方針を展開するもので、基本方向1では「ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち」として地域福祉の推進以下6つの施策、基本方向2では「未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち」として学校教育の充

実以下5つの施策、そして基本方向3では「にぎわいと活力あふれる創造のまち」として農業の振興以下4つの施策、そして基本方向4では「便利で快適に暮らせるやすらぎのまち」として計画的な土地利用の推進以下6つの施策、基本方向5では「安全で安心して暮らせる住みよいまち」として防災対策の推進以下4つの施策、そして最後の基本方向6では「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち」として住民参加によるまちづくりの推進以下4つの施策、以上6つの基本方向、29の施策の方針の中で具体的な事業を展開し、将来像「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現を目指し、これからの10年間のまちづくりを進めるものであります。

101ページの第17号議案でございます。町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

議案資料の108ページをお開きになると分かりやすいと思いますが、北及地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうか等適否について審査を行った結果、合格しておりますので町道に編入することとするものであります。

位置図の中ほどに矢印が遠慮がちに書いてありますが、ちょっと見づらいかもかもしれませんが、北及73号線であります。起・終点とも北及で、場所は北及字高坪地内、延長は52.4メートルのL字型の道路です。幅員については6メートルから、隅切りの部分は9.7メートルとなっております。

続きまして、102ページをお開きいただきたいと思います。

第18号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回は6,764万1,000円の減額の補正であります。

今回の補正内容は、大部分が新型コロナウイルス関連事業、それから本年度の事業費の確定精算に伴い、不用額、契約差金等を補正させていただくものでありますので、この前の議案の説明会でもお話ししましたので、主なものだけ順次説明させていただきます。

113ページの歳出をお開きいただきたいと思います。議会費につきましてはコロナ禍でありましたので、行政視察を中止されたことによりまして、合計で97万2,000円減額させていただきました。

あとは第2款の総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費ですが、先ほどの諸般の報告でもありましたが、県町書庫屋根改修工事がありましたが、その落札差金を利用しまして照明のLED化等を行いました。それでもなおかつ余る443万3,000円を減額するという内容であります。それから、防犯カメラの設置工事請負費がありますが、351万9,000円ですが、こちらは施設管理を強化して有事に来庁された方を迅速に特定できるように防犯カメラの設置を行います。351万9,000円です。設置施設は7施設で、庁舎西側、福祉会館、福祉健康セ

ンター、それから3小学校、そして多目的運動場であります。なお、この多目的運動場は太陽光発電設備により電源を確保する仕様となっております。

第8目の諸費であります。こちらは円城寺町内会から要望のありました地区集会所改修補助金を22万7,000円増額するものであります。集会所のLED化のための工事で、その2分の1を補助するという内容でございます。また、諸費の下の方に50万円の補正がありますが、こちらは新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止の措置の影響を受けた乗合バスを運行する事業者に対し、町内の乗合バスの運行を維持するため、路線定期運行維持費補助金として50万円を補正させていただきました。なお、その上の行の補助金は、例年の生活交通路線バス維持費補助金でありまして、延長に応じて笠松町の負担分を175万円補正させていただくものであります。

114ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費であります。こちらは特別定額給付金事業が完了いたしましたので、諸経費を合計で1,473万6,000円減額するものであります。最終的な交付人員は2万2,178人でありました。テークアウト・デリバリークーポン券及び生活応援クーポン事業の精算によりまして、合計で1,465万5,000円減額しております。また、議員さんから提案がありました地域経済活動への負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を半年間減免したことによりまして経済支援協力補助金も額が確定しまして、今回は230万2,000円減額させていただきました。

それから、令和2年度のかさまつ応援寄附金と基金利子を基金に積み立てるため、積立金を6,440万円増額させていただきます。

それから、ちょっと飛びまして115ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。1,008万円の補正がありますが、こちらは社会福祉事業を目的とした指定寄附金がございましたので、これを社会福祉基金に積み立てるため積立金を増額するもので、3団体からの寄附がございました。1つは笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団、そして匿名の団体、そして大栄食品株式会社から寄附がございました。大栄食品からは1,000万円の寄附をいただきました。

それから、第4目の障害福祉費ですが、障害福祉サービスの放課後等デイサービス及び就労継続支援A・B型等の利用人員の増加によりまして、介護給付費889万8,000円、それから訓練等給付費を512万4,000円増額させていただいております。

116ページですが、第1目の児童措置費ですが、こちらはその反対に減額でございます。対象児童数の減により療育支援体制強化事業補助金を475万3,000円減額します。また、各保育所とか保育園のコロナで事業が中止になったことによりまして、保育所（園）バス借上補助金ですが、今年から保育所のバスを廃止して事業のたびに補助金を全額行うということになったんですが、事業がほとんど中止になりましたので112万5,000円を減額補正させていただきます。

また、第3目の子育て支援推進費も延長保育に係る利用者数の減により延長保育事業補助金を731万6,000円減額しております。

あとちょっと飛びまして、117ページの第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 農地費ですが、こちらは国土強靱化のための3か年緊急対策に係る国の補正予算措置がありましたので、県の湛水防除事業逆川2期においてもこの事業促進、早期実現を図るため、令和4年度までの工事計画の一部を前倒しすること等により、笠松町の負担金を161万1,000円増額する補正となっております。

それから、第6款の商工費、第1項 商工費、第2目の商工業振興費でございますが、主立ったものですが、休業協力要請に全面的に協力する事業者に対し支給する第1弾の協力金の増額及び第2弾の協力金の支給に伴いまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金市町村負担金を445万6,000円増額させていただきます。第1弾分は4月18日から5月6日まででしたが、こちらと、それから第2弾の12月18日から今年の1月11日分までであります。合計で445万6,000円を増額させていただきます。また、国及び県が実施します小規模事業者持続化補助金については、申請者の見込み減により小規模事業者持続化応援等補助金を668万9,000円減額いたします。また、国が実施します家賃支援給付金についても申請者の見込み減により、中小企業等家賃負担軽減補助金を944万3,000円減額させていただきます。支出済みが35件で、今後見込みを20件見込んでおります。上限額15万円で積算しております。

それから、第3目の観光費につきましては、こちらも新型コロナウイルスの影響によるイベント事業中止に伴い、観光事業費補助金を減額するもので、内容は春祭り事業の分でございます。

そして、第7款の土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、このコロナ禍の中地籍調査の事業実施に当たりまして、感染対策を考慮して調査区域を減少したことにより、委託料を244万5,000円減額しております。こちら2か所ございますが、松栄町と月美町をやる予定でしたが、その月美町については一部だけ行ったことで62万7,000円の減額、あるいは緑町、桜町、羽衣町の資料収集を行う予定でございましたが、こちらを行わなかったことにより181万8,000円を減額するものであります。

119ページに飛びますが、第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費であります。差引き331万8,000円の減額を行っております。1つは県の操法大会が中止になりましたことにより諸経費を合計で402万7,000円減額、そして2つ目は消防団員の退職見込みの増に伴い、団員退職報償金を70万9,000円増額するものであります。なお、この退職報償金については全額雑入であります消防団員退職報償金を受け入れて対応するものであります。

それから、同じページの第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大により臨時休校となったことによる諸経費を合

計で403万4,000円減額いたします。内容としては、会計年度任用職員の報酬と、それから3小学校の光熱水費であります。

また、これもちょっとお話ししましたが、GIGAスクール構想でタブレットを全児童に配ったわけですが、タブレット端末を自宅に持ち帰って学習するため整備したWi-Fiルーターの貸与者が少なかったことにより92万3,000円を減額いたします。当初要保護・準要保護世帯85人を全て予定しておりましたが、希望者が17人であったため、92万3,000円を減額いたします。

それから、120ページの第2目の教育振興費のほうですが、こちらは学校における感染症対策等を継続するため、必要な消耗品を購入したり、学校及び家庭における効果的な学習のために用いる教材及び感染症対策に必要な備品を購入するため教材器具費を購入するもので、こちらは国の学校保健特別対策事業費補助金を活用して整備するもので、2分の1の補助金であります。消耗品としては学校によって違いますが、笠松小学校においてはCO₂マネジャー、松枝小学校については消毒液、下羽栗小学校については飛散防止の亚克力板を中心に購入されます。それから、教材器具につきましては、笠松小学校においては空気清浄機とかサーマルカメラ、松枝小学校においてはテント、空気清浄機、タブレット教材、下羽栗小学校においてはテント、それから有線マイク等放送機器一式を買われますし、下羽栗小においてはタブレット教材も買われます。

それから、要保護・準要保護の関係ですが、新型コロナウイルス感染症防止対策として修学旅行及び校外活動が県内での日帰りの実施に変更となったことにより、要・準の援助費を減額しております。

それから、第3項 中学校費の第1目 学校管理費ですが、小学校と同じようにコロナ感染拡大により臨時休校となったことにより諸経費を合計で87万7,000円減額しております。内容的には、先ほどと同じように会計年度任用職員とか光熱水費であります。

それから、中学校も先ほどの学校保健特別対策事業費補助金を活用していろいろ購入されますが、中学校においてはCO₂マネジャーを消耗品として購入、それから備品としてはGIGAスクール構想で各教室にWi-Fiアクセスポイントを設置したわけですが、そのときは全教室と理科室のみを予定しておりましたが、この補助金を活用して美術室、音楽室、職員室、会議室、多目的会議室、こちらへアクセスポイントを設置するためこの補助金を活用して整備されます。また、その補助金を活用して中学校の給食の配膳室、あるいは印刷室の換気機能を高めるため、空調機設置を計画するため工事費を増額補正しております。

また、先ほどのタブレットの家庭でのWi-Fi環境のお話ですが、中学校につきましては当初45人が対象者と見込んでおりましたが、僅か3人しか利用がございませんでしたので、50万7,000円を減額しております。

121ページですが、第5項 保健体育費の第4目 学校給食費でございますが、こちらにも新型コロナウイルス感染拡大によりまして臨時休校となったこと等による諸経費を1,226万3,000円減額しております。中でも賄材料費を1,176万3,000円減額しております。そして、保護者からいただく学校給食費負担金については1,977万7,000円を減額しております。約800万円の差があると思いますが、この800万円の差についてはコロナ対策臨時交付金で対応させていただきました。

歳入につきましては、歳出のほうで触れておりますので、主立ったものだけ説明させていただきます。

108ページの第12款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第2目 民生費負担金ですが、こちらはコロナの関係で保育所の休所がございましたので、保育料を751万2,000円減額しております。また、同じように放課後児童クラブの利用負担金を605万2,000円減額しております。

そして、第13款の使用料及び手数料の土木使用料の関係ですが、こちらは自転車駐輪場契約者がコロナの関係で大幅に減額しておりまして、230万8,000円を減額しております。

111ページの第18款 繰入金でございますが、今回の補正に伴いまして財源に充てていました財政調整基金繰入金を1億1,289万9,000円今回減額することができました。

それから、第21款の町債でございますが、地方税等の減収に対する財政措置として、減収補填債を3,334万2,000円計上させていただきました。これは一般財源でございますが、減収見込み額の全てが起債可能額で、今後の元利償還に対して75%が交付税に措置されるということで、基準財政需要額にカウントされますので有利であるということから起債をしております。減収分の内訳としては、地方消費税交付金と、それから地方揮発油譲与税交付金、そして町のたばこ税の関係を減額する想定で先ほどの金額を起債させていただきました。

それから、106ページにおいて第2表、繰越明許費が表で載っておりますが、先ほど来から御説明しておりますように、5つの事業を令和3年度に繰り越させていただくべく計上させていただいております。

以上が一般会計補正予算であります。

あと特別会計の補正予算ですが、もうしばらくですので御理解いただきたいと思います。

122ページの第19号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回108万7,000円を増額させていただきます。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症による国保税減免措置に対する財政支援として、特別調整交付金のほか、新たに国庫補助金に第2目 災害等臨時特例補助金を設け、補助金を受け入れるものであります。

また、県の交付決定等に伴う補正のほか、不足する財源に充てるため基金繰入額を増額する

補正を行うものであります。

歳出につきましては、基金利子の積立てや令和元年度特別交付金等の精算に伴い、償還金を増額する補正を行うものであります。

詳細については説明は省略いたします。

130ページの第20号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回は70万6,000円の減額補正であります。

歳出につきましては、132ページですが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額確定によりまして、所要の補正を行います。

また、歳入につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額するといった内容であります。

以上が20号議案です。

続きまして、133ページの21号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。1億9,540万円の減額補正であります。

歳出が139ページにありますが、令和3年8月施行に係る介護保険システムの改修を令和3年度に実施するため、85万2,000円を減額いたします。

また、居宅介護サービス費及び地域密着型介護サービス費などの給付減少に伴う保険給付費を1億9,002万6,000円減額いたします。

また、訪問型サービス費などの地域支援事業の給付減少に伴い450万円減額を行います。

歳入につきましては、136ページですが、先ほどの減額に伴いまして、ルール分で1億7,050万2,000円を減額いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減免に対する調整交付金25万1,000円と、災害等臨時特例補助金48万円を計上いたします。

あと、先ほどのシステム改修のための補助金を105万2,000円増額しております。

また、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた市町村の取組を支援するための保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金、これらはそれぞれ増額補正を行います。

また、介護給付費減額に伴いまして、介護給付及び地域支援事業繰入金の減額を2,428万6,000円減額いたします。

なお、基金繰入れについては、保険給付費減額に伴い、介護保険基金繰入金を582万4,000円減額するものであります。

以上が介護保険の関係でございます。

最後に143ページ、第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

59万5,000円の補正であります。

補正理由は、賞与引当金戻入による特別利益の計上であります。これは令和2年度6月に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち、令和元年度負担相当額について引き当てていました4か月分の賞与引当金から、令和2年6月に実際に支給した期末・勤勉手当4か月分の額との差額を特別利益へ計上するものであります。

職員は同数でありましたが、前任者より給料合計が低い職員が下水担当となったことにより発生したもので、単なる企業会計上の処理からこういった補正を行っているもので、議案説明会で私は期末手当が下がったことということをたしか言ったと思いますが、ここで訂正させていただきます。

以上が下水道の補正であります。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですけれども、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

提案理由の説明の続きを求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

まず、令和3年度笠松町一般会計予算書をお開きいただきたいと思います。

第23号議案 令和3年度笠松町一般会計予算であります。

冒頭、古田町長から予算の要旨を申し上げましたので、なるべく重複しないように御説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は69億3,820万円、3.42%の増でございます。歳入歳出の款ごとの予算額については、第1表のとおりであります。後ほど資料の主要事務事業を使って御説明させていただきます。

次に、9ページの第2表の地方債であります。令和3年度は道路新設改良事業として2,480万円、排水ポンプ更新事業として1,340万円、そして臨時財政対策債を4億1,200万円予定しております。昨年度より1億9,620万円増加しております。

なお、この臨時財政対策債については、最後のほうで歳出の公債費でもう少し詳しく御説明申し上げます。

それでは、主要事務事業により主な項目を御説明申し上げます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 町税は、昨年度より5.7%減の25億7,080万7,000円で見積りを行っております。このうち第1項 町民税、第1目 個人でございますが、昨年度より6.89%減の10億8,840万円

と見積もりました。現年課税分の均等割については、納税義務者数で106人増の1万1,485人、40万円の増としております。しかし、所得割については令和2年度課税実績に民間賃金伸び率、そして住宅ローン控除の特例期間の延長及び新型コロナの影響による減収を考慮して、8,100万円の減の10億3,690万円を見積もっております。

第2目 法人につきましては、8.03%減で見積もっております。内訳として、均等割では昨年度より21社少ない577社を課税法人として見込み、160万円減の5,740万円、そして法人税割では令和2年度実績に新型コロナの影響による減収を考慮して、790万円減の5,120万円を見積もりました。

第2項 固定資産税については、5.86%減と見積もっております。第1目 固定資産税、現年課税分の土地については880万円減の5億7,640万円、家屋については4,500万円減の4億9,170万円、償却資産については2,080万円減の1億1,960万円と見込んでおります。土地の減については3年に1回の評価替えによるもので、家屋については評価替えに加えて新型コロナの影響に伴う減免特例分を考慮したもので、償却資産の減についても同様の減免特例分を考慮したものであります。

第3項 軽自動車税であります、2.29%の増と見積もっております。第1目 環境性能割は賦課台数106台として、12.7%増の189万円と見込んでおります。第2目 種別割は6,669台で、昨年度と比較すると29台減少するものと見込んでおりますが、車両登録後13年を経過して重課税率が適用される車両が多く見込まれるため、100万円の増と見込んでおります。

2ページの第4項 町たばこ税については、売上本数は年々減少しておりますが、税率が段階的に上がっていることから630万円の増で見積もっております。

第2款 地方譲与税から第8款の環境性能割交付金につきましては、令和2年度の交付見込みに国の地財計画や県推計による伸び率を乗じて積算をしております。

第9款の地方特例交付金、第1項 地方特例交付金につきましては、令和2年度の交付見込みに国の地財計画や県推計による伸び率を乗じて積算しております。

第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新たな項ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者などが所有する事業用家屋や償却資産の固定資産税課税標準額を減額する特例制度による減収分を補填する交付金で、1,980万円を見積もっております。

3ページの第10款 地方交付税につきましては、普通交付税は地財計画により推計し、令和2年度の実績から5.9%増の10億9,800万円で見込み、特別交付税につきましては通常分のみを計上しており、合計では7,300万円の増で見込んでおります。

これ以降の項目は歳出がらみのものがほとんどでございますので、特異なものだけを説明させていただきます。

4ページの第12款 分担金及び負担金についてですが、第1項 負担金、第2目 民生費負担金が968万3,000円の減となっておりますが、こちらは保育無償化による実績が把握できたことによる減であります。

5ページの第13款 使用料及び手数料、第2項 手数料の衛生手数料が8,428万7,000円の増となっておりますが、こちらはごみの減量化を推進するため、有料化した家庭系一般廃棄物処理手数料を新たに7,640万円計上しております。また、事業系一般廃棄物、笠松競馬場の関係ですが、処理手数料が762万9,000円増えております。

ちょっと飛びまして、12ページですが、第18款 繰入金、第2項 基金繰入金であります、1,537万4,000円の減となっております。

第1目 財政調整基金繰入につきましては、昨年度より1,561万4,000円の減で見積もっております。令和4年度末の残高は6億1,000万円を予定しております。

第2目 かさまつ応援基金繰入であります、今年度は公共施設巡回町民バスの運行費に充当するため、1,500万円を繰り入れさせていただきます。

それから、第3目の伴健康長寿基金繰入から、第5目 光文庫整備基金繰入は、例年どおり事業実施に充当させていただきます。

子ども・子育て支援基金繰入及び火葬場施設等整備基金繰入は、今年度は充当事業がございませんので廃目となっております。

第19款の繰越金は、前年度より8,000万円減の1億2,000万円を見積もっております。これは、令和2年度からの繰越明許による財源を確保したことによるものであります。

以上が歳入でございまして、次に歳出でございしますが、その前に人件費について若干御説明申し上げます。

全会計の職員数は、私ども二役を含めて127人でございまして、昨年度より1人増で予算計上しております。総人件費は9億2,234万5,000円で、昨年度より1,055万8,000円の増額となっております。全予算の6.87%を占めております。

また、御参考までにですが、身体障害者雇用率でございしますが、法定では笠松町の場合2.5%であります、現在2.48%と少しだけ下回っております。

それでは、15ページの歳出からですが、第1款 議会費でございしますが、例年と大きな変化はございませんので説明は省略させていただきます。

第2款 総務費でございしますが、0.25%の増となっております。

総務管理費の一般管理費は、例年と大きな変化はございません。特段明記しておりませんが、全庁舎の新型コロナウイルス感染症への対応として、手指消毒液やマスクの購入費など新たに164万円計上いたしております。

16ページの第3目 財産管理費でございしますが、1,933万6,000円の減となっております。こ

の主な要因としましては、昨年度まで高濃度PCB処理が行ってありましたものが完了したことによる減であります。

第5目 町民バス運行費であります。986万2,000円の増となっております。主な要因としましては、公共施設巡回町民バスの朝夕の増便と、それに伴い運転手を4人体制から5人体制にしたことにより委託料が増額しております。また、交通空白地解消を目的に、新たな交通サービスの導入に向け、デマンドタクシーの実証実験を行います。実施は10月からを予定しております。

第6目の防災対策費であります。189万6,000円の減となっております。

17ページを御覧ください。

AEDと備蓄食糧につきましては、計画的に更新、整備を行っております。防災行政無線管理事業では、新たに防災行政無線親卓更新に向けた詳細設計をいたします。令和4年度に防衛省の補助が採択ということになったら、令和4年度に工事を実施したいと考えております。

17ページですが、第7目 青少年交流事業費であります。344万円の減となっております。これは新型コロナウイルスの影響により、青少年海外派遣事業の実施を見送ることによるものであります。

第8目 諸費ですが、452万3,000円の減であります。こちらも新型コロナウイルスの影響により、春祭りの中止により町内会へのみこし補助を減したことによるものであります。また、定住促進事業は、令和3年度でこの事業が終了いたします。

17ページの一番下のところですが、第2項 企画費、第1目 企画総務費に空家等適正管理事業というのが記載ございますが、こちらは適切な管理がなされていない危険空き家の除却を促進するため、除却費用を100万円上限で助成いたす制度を設けます。3件分を計上しており、費用の2分の1は県補助制度を活用いたします。

18ページに移っていただき、情報化推進事業であります。新規事業としてイントラネット機器保守委託料はリース期間満了により1年間のハード保証が終了し、保守が必要となったものであります。また、先ほど町長が触れましたように、国が掲げる自治体デジタル・トランスフォーメーションを推進するため、AIスタッフ総合案内サービスの導入やオンライン電子申請の拡充を実施いたします。まちづくり事業であります。県内のプロスポーツチームのFC岐阜、丸杉ブルビック、岐阜スーパースを支援するとともに、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高校との官学連携も引き続き実施してまいります。

19ページの第5目 マイナポイント推進事業であります。引き続きマイキーID設定支援を実施していきます。

第3項 徴税費、第2目 賦課徴収費ですが、今年度は固定資産税の評価替えの基準年度ですが、次期評価替えの令和6年度に向け、標準宅地の選定委託料を231万円今年度は計上して

おります。

第4項 戸籍住民基本台帳費であります。住民基本台帳ネットワークシステム事業の地方公共団体情報システム機構、J-LISへの交付金が減になっております。また、戸籍事務事業の戸籍システム改修委託料は、戸籍副本データ全件送信、異動分随時送信及び初期情報提供個人識別符号の取得をするため改修するものであります。共に全額国庫補助金で賄われます。マイナンバーカード交付円滑化事業であります。マイナンバーカードの交付を促進するため、会計年度任用職員の増員など体制を拡充することによる増となっております。こちらも全額国庫補助にて実施されます。

20ページの第5項 選挙費は、今年度執行される衆議院議員総選挙の経費を計上いたしております。執行経費はおおむね県の委託金で賄われることになっております。

第3款 民生費ですが、4,046万9,000円の減となっております。

第1目 社会福祉総務費の特別会計の繰出金については、2,326万8,000円減の4億4,915万7,000円で、このうち国民健康保険特別会計の繰り出しは160万8,000円減の1億5,301万5,000円、介護保険特別会計は2,166万円減の2億9,614万2,000円を予定しております。社会福祉法人笠松町社会福祉協議会助成事業につきましては、251万6,000円の増となっております。これは同協議会の会計年度任用職員の期末手当に係る増が主な要因となっております。

21ページに移りまして、新たな事業として乳幼児等紙おむつ使用世帯応援事業を行います。ごみの減量化を推進するため、10月よりごみの有料化を実施するに当たり、常時紙おむつ等を使用している乳幼児や高齢者、障害者世帯の負担軽減を図るため、指定ごみ袋を年60枚支給するものであります。

第3目 老人福祉費、今年の100歳長寿者褒賞祝金の対象者は6人を予定しております。

22ページ、認知症高齢者民間賠償責任保険料であります。こちらは徘徊するおそれがある在宅で生活する高齢者支援として、町が損害賠償責任保険に一括加入するものであります。加入者は40人を見込んでおります。そのほか、全国健康福祉祭ぎふ大会開催事業でございますが、笠松町で実施されるゲートボール交流大会は10月31日から11月1日開催予定であります。

24ページの第5目 福祉医療費ですが、657万1,000円の減となっております。主な要因としては、対象人数の減少によるもので、重度心身障害者福祉医療費助成では413万4,000円の減、乳幼児・児童・生徒医療費助成では165万8,000円の減、そして母子家庭等医療費助成が70万2,000円減、父子家庭医療費助成で9万9,000円の減となっております。

25ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費、保育総合支援事業であります。こちらも町長が申し上げましたように、保育事務のICT化環境整備として3保育所にWi-Fi環境とタブレットを整備し、保育記録や保護者との連絡、登降所管理などの効率化により保育士さんの働き方改革を図ります。また、笠松保育園施設改修補助金であります。外壁塗装

及び遊戯室のクロス張り替え費用で742万5,000円の補助金を予定しております。国が2分の1、町が4分の1、保育園の負担が4分の1となっております。

26ページの第2目 こども館費ですが、こども館建設に係る上水道新設加入負担金を今年度は計上しております。工事費については、令和2年度からの繰越予算であります。

第2目 子育て支援推進費では、放課後児童クラブ運営事業については、下羽栗放課後児童クラブの空調設備取替工事や笠松放課後児童クラブのトイレ洋式改修工事により増額しております。

27ページの第4款 衛生費であります。2億3,044万8,000円の増加となっております。

29ページ、第2目 予防費が1億2,469万円の増。こちらは、主な要因は予防費の一番下ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。16歳以上の方全てが対象となり、2回のワクチン接種に係る委託料や予約システム使用料、コールセンターの運営経費、会計年度任用職員の人件費などの費用を1億2,790万6,000円計上いたしております。これは国庫負担金及び国庫補助金で全額措置されるものであります。

また、予防接種事業の表中、下から3番目の小児等インフルエンザの予防接種ですが、前年度、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、新たに実施したものを継続いたすものであります。

第3目 健康増進事業費につきましては、464万円の増となっております。

続いて、30ページを御覧ください。

これは新型コロナウイルス感染症拡大を受け、前年度にはつらつ健診を受診できなかった方の分を見込んでおるため増額となっていること、また胃がん対策強化によるものであります。

それから、第4目 地域医療対策費であります。今年度は笠松町が当番となりますので、300万8,000円の増となっております。

第5目 環境衛生費についてであります。474万8,000円の減であります。前年度は火葬場や下羽栗中央墓地の水路鋼板等のコンクリート工事や緑町墓地の駐車場舗装工事を実施しました。今年度はそういった工事が無いことによるものであります。

31ページの第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費でございますが、1億1,053万5,000円の増となっております。まず、ごみの減量化を図るため指定ごみ袋による有料化を実施することに伴い、指定ごみ袋の製造保管や販売等管理業務などの委託を行うこと、また町民の皆さんへ周知するための新たなハンドブックを作成いたします。

32ページを御覧いただきますと、4月からスタートする資源ごみ回収拠点管理及び緑ごみ収集運搬の委託、10月からの不燃ごみ収集運搬などの費用を計上いたしております。岐阜羽島衛生施設組合の負担金は6,930万5,000円と、昨年より2,800万円の増となっております。その内訳ですが、維持管理費は旧施設の解体撤去工事に係る起債償還分で約400万円の増、そして施

設建設費負担金は建設用地取得に係る起債償還で約2,400万円の増となっております。そして、ごみ収集・処分事業、こちらは笠松競馬場の馬ふん処理の関係ですが、5,598万4,000円ということで、昨年より760万円ほど増となっております。もちろんこれは全額地方競馬組合からの手数料で対処いたします。

33ページの第5款 農林水産業費、第1目 農業委員会費ですが、前年度は農地情報公開システムへの移行するための費用を計上いたしておりましたので、今年度は140万円の減となっております。

第3目 農業振興費であります、新たに飼料米や加工米への作付転換に対する補助を実施いたします。

34ページの第6款 商工費、第2目 商工業振興費ですが、笠松町商工会補助金はほぼ同額となっております。

第3目 観光費ですが、川まつりはオリンピック開催により警備の体制が取れないことから中止、またこの秋にリバーサイドカーニバルとかさマルシェの合同イベントを実施する予定でありまして、イベント実行委員会への補助金の減と、新たに笠松町プロモーション協会への補助金を計上しておりますが、トータルとしては減となっております。

35ページの第7款 土木費ですが、1,897万5,000円の増となっております。

まず、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費でございますが、629万2,000円の減となっております。こちらは地籍調査事業ですが、事業着手から5年を経過しても登記が完了していない状況を解消するため、新たな着手を縮小し、現在着手中の地区を推進することによる事業費の大幅な減となっております。

第2項 道路橋梁費は1,811万8,000円の増となっております。主な要因は、第2目 道路新設改良費の道路新設改良事業であります。令和2年度に修正設計を実施しましたパイプライン上部利用整備工事によるものであります。延長は160メートルで、財源は地方債を予定しております。

36ページの第3項 河川費では、第1目 河川維持費が2,097万7,000円の増となっております。こちらは西金池町と松栄町にあります自動排水ポンプの経年劣化による更新を実施することによる増と、円城寺の排水ポンプ場の維持管理に必要な作業ヤードを確保するため、現在オープンとなっている水路上部をカバーすることによる工事を行うための増となっております。ポンプの更新財源は地方債を予定しております。

第2目 河川新設改良費であります、1,975万4,000円の減であります。昨年度は円城寺調整池周辺整備として周辺の歩道及び側溝設置などを実施いたしましたが、今年度は調整池の上部利用整備を予定しております。

第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の下水道事業負担金でございますが、2億

5,600万円ということで、昨年より324万5,000円の増となっております。この負担金は下水道事業が借り入れした起債の元利償還金について、普通交付税の基準財政需要額として措置された金額を繰り出すこととなっているものであります。

第2目 公園費では、公園等維持管理委託料の増及びみなと公園のグラインダーポンプ更新並びに倉庫引き戸の改修、そして運動公園の防犯カメラの設置や遊具改修などに約240万円の増であります。

37ページの第8款 消防費ですが、627万8,000円の減となっております。このうち第1項 消防費、第1目 非常備消防費ですが、これ補正で出ましたが、昨年度は県操法大会出場予定となっていたことによる減があるものの、令和2年度退職予定の団員への退職報償金が220万円ほど増額していることにより、ほぼ同額となっております。5年以上勤務された方への退職報償金については、公務災害補償等共済基金より補填されますので、同額を諸収入で受け入れております。

第2目 消防施設費は483万6,000円の減となっております。羽島郡広域連合への負担金ですが、38ページを御覧ください、笠松町の負担分は48.24%となっております。広域連合の新たな事業として、高機能消防指令センター部分更新、そして本部庁舎第1期改修工事を行います。

3目の水防費については、115万9,000円の減となっております。笠松町の負担は13.9%で、今年度までこの負担率であります。昨年度のテント購入などがあったことによる減となっております。また、昨年は合同訓練等が行われず、繰越金を多く見込めることから負担金が減となっております。

第9款 教育費ですが、2,110万5,000円の減となっております。

第1項 教育総務費、第1目 教育総務費ですが、ほぼ同額となっております。このうち羽島郡二町教育委員会負担金・分担金につきましては、総額で昨年より150万円ほど増えております。これは部活動の社会人指導者を令和4年度にかけ段階的に各部活1人から2人体制に移行することによる増、そして新たに不登校相談専門員を教育委員会に配置し、未然の不登校の防止、初期の対応に取り組む計画でありますので、その費用が若干増えております。

39ページの第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、10月1日現在の笠松町内の小学校の学級数、児童数等は表のとおりでございます。昨年度と比べ学級数の増減はございませんが、児童数は笠松小学校が8人増、松枝小学校が10人減、下羽栗小学校が9人減となっております。下羽栗小学校管理事業であります。昨年度補正予算を提出させていただきました体育館の空調機の使用料により540万円の増となっております。その下の情報教育ネットワーク事業では、GIGAスクールの1人1台タブレットが導入されたことにより、年度更新作業などが新たに発生するため、情報処理技術者の派遣を委託いたします。また、普通教室用の電子黒板やパソコンのリース期間満了により、使用料及び賃借料が減となっております。当然数年後

には更新が出てきますので、不安材料があります。各小学校の修繕等工事は、40ページの学校施設長寿命化事業になりますが、緊急性の高いものに絞って実施しております。後ほどお目通しいただきたいと思います。

第2目 教育振興費ですが、これも提案説明で町長が触れておりますが、水泳授業における熱中症や事故等のリスクマネジメント強化、専門性の向上及び教職員の負担軽減を図るため、水泳授業の民間委託を試験的に笠松小学校で実施いたします。バスの送迎、保険料を含み、1人当たり10時間の水泳授業の実施を予定いたしております。

第3項 中学校費ですが、10月1日現在の笠中の学級数、生徒数は表のとおりであります。前年度と比べ学級数は1学級の減、生徒数は20人減となっております。

41ページの情報教育ネットワーク事業については、小学校費と同様の変更点でありますので説明は割愛いたします。そのほかにつきましては、例年どおりの予算となっております。

第4項 社会教育費、第1目 社会教育総務費であります。42ページの文化財保護事業の笠松陣屋跡地調査であります。当該地の民間の開発事業計画に先立ち、埋蔵文化財の試掘、確認の予備調査を自治体が必要があるため実施をするものであります。町単の事業であります。

第2目 公民館費ですが、公共施設予約システムの更新に合わせ、保健体育総務費から公民館費に予算の組替えをしております。また、中央公民館及び松枝公民館において3年ごとに義務づけられております建築物定期調査の委託料を計上しております。

43ページの第5項 保健体育費、第2目 体育施設費1,975万8,000円ですが、昨年度は消化槽式のトイレの設置事業が2,000万円ございましたので、これにより減となっております。また、運動場管理運営事業の多目的運動場指定管理委託料は、前年度と同額の1,000万円となっております。

第4目 学校給食費ですが、221万6,000円の増となっております。こちらは会計年度任用職員の期末手当の期間率によるものであります。

44ページの第10款の公債費でございますが、昨年度より5,460万4,000円増となっております。令和2年度で償還が終わった額より、令和3年度から元金償還が始まる額のほうが多いためです。表の中の件数を見ていただくと分かりますように、元金が87件、利子が101件ということで、今後14件の元金の償還が始まりますので、公債費の推移に注視していきたいと考えております。

歳入のときに申し上げましたが、この公債費の大半を占める臨時財政対策債について若干説明させていただきます。

令和2年度末の残高見込みでは、一般会計残高の67億8,000万円の約60%を占める40億9,000万円となっております。この臨時財政対策債は、本来普通交付税として国から交付される金額

を地方で起債を行うことで確保し、この起債に係る元利償還金については今年度の普通交付税の基準財政需要額に全額算入されるため、町独自の借金とは異なります。

最後に、第11款 諸支出金でございますが、第1項 基金費では運用益の積立てを計上いたしております。

以上が一般会計であります。

続きまして、第24号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計予算であります。

国保の当初予算は、歳入歳出総額21億2,309万6,000円、対前年度比7,824万9,000円減額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、年間平均被保険者数を4,297人、対前年度比1.7%増と見込み算定をいたしております。

歳出の保険給付費につきましては、令和2年11月分診療分までの実績及び過去の伸び率を勘案し、療養諸費が対前年度比5,837万8,000円の減額、高額療養費が1,628万3,000円の減額といたしました。

また、県に納める国民健康保険事業費納付金は、合計で269万5,000円の減額となっております。県による保険給付費の推計は、新型コロナウイルス感染症の影響による特別な診療費の落ち込みは想定せず、実績に基づく伸び率としたことから、県全体医療費は増と見込まれましたが、県が歳入する公費等の増などが上回ることから市町村に求める納付金額が減額となっております。

歳入の国保税につきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響という特殊な状況を鑑みまして、税率及び賦課限度額を据え置き予算編成をいたしました。国保税の合計は4億1,085万6,000円、対前年度比2,758万2,000円の減額となっておりますが、国民健康保険基金を活用し対応してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響がどれほどか見通しが立たない状況ではありますが、市町村は保険税率の決定、賦課徴収等を担っていくことから、被保険者の皆様に激変が生じないよう引き続き適切な財政運営に努めてまいります。

続きまして、第25号議案ですが、令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出総額3億2,098万9,000円の予算となりました。

予算編成に当たりましては、本医療制度の対象者3,436人を基礎に算定いたしました。

歳入では、令和3年度は令和2年度と同一の保険料であり、その保険料率は所得割が8.55%、均等割が4万4,411円でありまして、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率99.3%を見込み計上したものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大宗を占めており、金額として2億9,898万3,000円、率にして93.1%を占めております。

続きまして、第26号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計予算であります。歳入歳出総額18億5,416万3,000円、対前年度比1億4,259万4,000円減額の予算となりました。

予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の初年度であり、本計画の推計により第1号被保険者数を5,996人、対前年度比26人の減と見込み算定をいたしました。

まず歳出では、保険給付費及び地域支援事業費については、令和2年10月までの実績を基に要介護認定率等を勘案したサービス料を見込み算出いたしました。その結果、保険給付費が対前年度比1億4,644万3,000円減額の17億1,235万8,000円、地域支援事業費が412万3,000円減額の8,134万円の予算となっております。

歳入では、第8期計画において第7期計画と同額とすることとした介護保険料基準額、月額では5,880円、年額では7万200円から設定しました。

所得段階別保険料額に被保険者数の見込みを乗じて介護保険料を算出し、対前年度比277万3,000円の増額の4億583万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費等の減額に伴い、対前年度比1億1,732万円の減額の11億5,151万9,000円、繰入金につきましては対前年度比2,822万6,000円減額の2億9,614万3,000円を見込んでおります。

今後の介護保険の財政運営については、団塊の世代が全ての75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて介護サービス費が増加することが見込まれますが、今年度末の残高が2億8,000万円となる介護保険基金を有効に活用しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

第27号議案 令和3年度笠松町水道事業会計予算につきましては、収益的及び資本的の予定額の総額が6億2,193万3,000円で、対前年度比2億3,390万1,000円の減額となります。

この予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数9,100戸、年間総給水量を228万8,000立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予定額につきましては、現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのくらいの利益が出るかを見積もり、また水道事業収益の大部分を占める給水収益につきましては、令和2年度の決算見込みを勘案して対前年度比292万7,000円減の2億210万1,000円を計上いたしました。

主な建設改良事業としましては、水源地において、第2、第3水源地の改良工事に9,043万6,000円を計上し、財源として企業債で7,550万円を借り入れる計画を行いました。

また、円城寺、月美町、松栄町地内において重要給水施設への経年管の布設替工事や北及地内での下水道工事との同調による布設替工事など、配水施設に1億3,928万4,000円、給水施設に7,374万1,000円を計上いたしました。

今後も引き続き水道事業が果たす役割を踏まえ、安心して安定的な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたいと考えております。

最後の第28号議案でございます。令和3年度笠松町下水道事業会計予算であります。収益的及び資本的の予定額の総額は13億7,703万4,000円で、対前年度比3,608万5,000円の減額となります。

予算の編成に当たりましては、業務の予定量を水洗化人口1万6,595人、年間総有収水量を204万3,000立方メートルと計画し、下水道使用料収益におきましては、令和2年度の決算見込みを勘案して、対前年度475万2,000円減の3億3,248万3,000円を計上しました。

今年度の主な改良事業としましては、笠松町污水处理施設整備構想に基づいて、松枝処理分区の市街化調整区域内で順次整備を進めていく上で必要な箇所であります松枝処理分区の北及地内の面整備で、延長で2,031メートルを計画し、それに係る費用1億2,824万9,000円と、令和4年度以降の整備区域であります北及、そして中門間地内の実施設計委託費用を7,969万6,000円計上いたしました。令和3年度の下水道整備面積は8.13ヘクタールでありまして、年度末には527.37ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画で77.4%、対事業計画区域では79.1%となる予定であります。

今後も引き続き下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進を図るとともに、より一層の効率化及び健全的な経営に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第4号議案 副町長の選任同意について及び第5号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての2議案を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案及び第5号議案の2議案を先議することに決しました。

第4号議案 副町長の選任同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり同意することに決しました。

副町長さん、同意されましたので、ここで御挨拶をお願いいたします。

○副町長（川部時文君） ただいま選任いただきまして、誠にありがとうございます。

いつまでたっても笠松町行政課題が尽きないわけですが、ここにいる幹部とか、モニター室における幹部の職員と一緒に今まで行政課題を乗り越えてきました。今回も提案しております第6次総合計画の将来像、これの達成に向けて古田町長を支えていきたいと思いますので、今後とも議会の皆さんよろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 続けます。

第5号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。明3月4日から3月15日までの12日間は、議案精読のため休会とし、3月16日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月15日までの12日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時24分

